

一般社団法人日本ゴールボール協会
アスリート委員会規定

(総 則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本ゴールボール協会(以下「協会」という) アスリート委員会(以下「委員会」という)について定める。

2. 委員会は、当協会定款第 40 条に基づく委員会とし、委員会の組織活動はこの規定の定めるところとする。

(アスリートの定義)

第 2 条 アスリートとは、協会に所属する正会員、賛助会員のことをいう。

(目 的)

第 3 条 この委員会は、アスリートがゴールボール界の発展と次世代の子供たちのために取り組む活動を協会と一体となって推進するため、協会が協会会員であるゴールボールアスリートの声を汲み上げ、組織の意思決定に関与できる仕組みの構築と環境整備を推進するため、次の事項を行うことを目的とする。

- (1) ゴールボールスポーツに関するあらゆる事案について、ゴールボールアスリートである協会会員の意見をまとめ、協会の意思決定機関に対して、その意見を代弁すること。
- (2) アスリート委員会の役割を、ゴールボールアスリートである協会会員に対して広く認知を進めること。

(事 業)

第 4 条 この委員会は、次の事業を処理する。

- (1) ゴールボールアスリートの声の集約、ゴールボールアスリートのさまざまな環境改善への寄与
- (2) ゴールボールアスリートの支援、権利擁護
- (3) パラリンピックムーブメントの推進活動実施
- (4) アンチドーピングの啓発活動推進
- (5) 社会におけるゴールボールアスリートの地位向上に資する活動
- (6) 連盟主催事業への協力、ゴールボールスポーツの普及と発展への寄与
- (7) 関係団体(JPC、国内の他の中央競技団体)アスリート委員会との連絡、調整

(8)ゴールボールアスリート間のコミュニケーション活性化

(委 員)

第 5 条 この委員会に、次の委員を置く。

- (1)委員長1名
- (2)委員若干名

(委員の選任)

第 6 条 委員は、次の基準を満たす者の中から理事会に諮って、会長が委嘱する。

- (1)協会が主催する主催する日本選手権大会、もしくはパラリンピック又は国際レベルの競技に出場したことがある現役選手、及び最近まで現役選手であった者
- (2)年齢 16 歳以上
- (3)競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を受けたことがないこと
- (4)委員に男女両性が含まれていること

2. 委員長は、委員の互選により推挙する者を理事会に諮って、会長が委嘱する。

(任 期)

第 7 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、8 年を最長として再任を防げない。

(委員会)

第 8 条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2. 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3. 協会会長、理事及び事務局長は、委員会に出席して意見を述べることができる。
- 4. この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(部 会)

第 9 条 この委員会に、必要な部会を設けることができる。

- 2. 部会については、委員会で別に定める。

(委員長の権限及び理事会等への出席)

第 10 条 委員長は、会長の要請に基づき、出席した理事会において意見を述べる
ことができる。

(本規程の変更)

第 11 条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

(附則)

この規定は、令和 4 年 9 月 10 日から施行する。

2. 令和 7 年 6 月 10 日 改定同日施行。